

広島県告示第百三三号

令和元年広島県告示第七百五十五号（広島県立障害者リハビリテーションセンターにおける器具その他物品の利用料金）の一部を次のように改正し、令和六年二月八日から施行する。

令和六年二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県立総合リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）別表第一の規定により、広島県立総合リハビリテーションセンターにおける器具その他物品の利用料金を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。</p>	<p>広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）別表第一の規定により、広島県立障害者リハビリテーションセンターにおける器具その他物品の利用料金を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。</p>